

木津川市小中一貫教育基本方針

令和8年6月

木津川市教育委員会

目 次

1 はじめに	…	P1
2 方針の策定にあたって	…	P2～P3
(1) 小中一貫教育が求められる背景と意義		
(2) 方針の位置づけ		
3 本市のめざす教育	…	P4
(1) めざす子ども像		
(2) めざす教育の姿		
4 木津川市小中一貫教育の基本理念	…	P4
(1) 確かな学力の育成		
(2) 豊かな人間性の育成		
(3) 健やかな体づくりの推進		
(4) 特色ある学校づくり		
5 木津川市がめざす小中一貫教育の基本的な進め方	…	P5～P6
(1) 中学校区ごとに全市域で導入		
(2) 施設形態		
(3) 設置形態		
(4) 中学校区の特性を生かした取組		
(5) 推進体制		
6 小中一貫教育における具体的な取組	…	P7
(1) 「めざす子ども像」の設定		
(2) 義務教育9年間の「学び」と「育ち」の充実		
(3) 異年齢及び施設分離型小中一貫校における児童生徒の交流		
(4) GIGA スクール構想を基盤とした ICT 機器の活用		
(5) 地域とともにある学校づくり		
(6) 幼児教育と連携した小中一貫教育の推進		
7 推進スケジュールの概要	…	P8
8 小中一貫教育の取組推進のために	…	P8
(1) 学年段階の区切りと成長を促すための取組		
(2) 人的配置等		

I はじめに

子どもたちを取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、気候変動、情報技術の進展、AI 技術の革新、グローバル化等により、日々大きく変化しています。こうした社会的変化の影響が、身近な生活を含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、学校や子どもたちも新たな局面を迎えています。近い将来の予測すら困難な時代において、未来を担う子どもたちには、探究的な見方・考え方を働かせ、他者と協働して主体的に課題を解決し、新しいことを創り出すことができる力、すなわち「生きる力」を身に付けさせる必要があります。

この「生きる力」を確実にはぐくむためには、義務教育の9年間を通じて、一定の集団規模を確保し、多様な価値観に触れながら、豊かな経験を積み重ねて成長していくことが重要です。

本市では、これまで中学校区ごとに教職員の情報交換や児童・生徒間の交流などの小中連携教育を推進し、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす取組を行ってきました。また、令和5年3月に策定された「木津川市立小・中学校の在り方に関する基本計画」においても、小中学校の在り方の方向性として義務教育9年間を通じた小中一貫教育が挙げられており、令和5年度より小中一貫教育研究会を立ち上げ、具体の実践につながるよう研究を重ねてきたところです。

これらのことをふまえ、木津川市教育委員会では、今後、全市において小中一貫教育をより一層推進するため、「木津川市小中一貫教育基本方針」を策定し、木津川市がめざす小中一貫教育の基本的な考え方や指針等を示しました。この基本方針をもとに、中学校区及び各学校において創意工夫ある教育活動を展開し、学校・家庭・地域が協働する中で、木津川市で学ぶすべての子どもが「共に『学び』『喜び』『成長し』 未来を力強く生きる“きづがわっ子”」として健やかに成長することをめざして参ります。

令和8年6月

木津川市教育委員会

2 方針の策定にあたって

(1) 小中一貫教育が求められる背景と意義

現在の子どもたちの状況は、「6-3制」が導入された昭和20年代前半と比較すると、身長や体重の伸びなどの身体的発達が2年程度早熟化しており、心と身体の発達のアンバランスも早期化していると言われています。自己肯定感の低下や不登校、長期欠席等、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽の多くは小学校4年生頃から生じていることを考えると、おおむね小学校高学年頃に児童生徒にとっての発達上の段差が存在しているのではないかと指摘されており、効果的な対応が求められています。

平成29年に改訂された学習指導要領では、「生きる力」の育成を目指し「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの力をバランスよくはぐくんでいくことが重視され、小学校と中学校の教職員が連携して、小学校高学年での専門的な指導の充実や児童生徒の資質・能力育成のため長期的な視点に立った指導などに取り組むことの重要性も増しています。また、新たに「学校段階間の接続」の項目が設けられ、幼児期の教育から義務教育9年間の教育との系統性を重視した円滑な接続への取組が重要であるとされています。

一方で、平成27年には改正学校教育法が成立し、学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施する「義務教育学校」が創設されるとともに、組織上独立した小学校と中学校が9年間の系統性を確保した教育課程に基づき一貫した教育を実施する「小中一貫型小学校・中学校」が制度化されました。このことにより、小・中学校がともに義務教育の一環を形成する学校として、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まっています。

加えて、将来世代の児童生徒にとってふさわしい学校規模という観点で考えたとき、本市においては単級や複式学級の学校が増加することが見込まれる一方で、現在、大規模校や過大規模校の学校は、中長期的には適正規模に推移していくことが予測されます。集団的な教育を担う学校において、個は集団によって磨かれ育てられると言われるように、それぞれが多様な考え方に触れ、他者と協働しながら、これからの社会の変化に対応する力を培うために、ともに励まし合い刺激し合う中で学校生活を送っていくことが重要です。地域によっては減少傾向が強く、小規模化が顕著となる学校も存在することから、学校の適性規模化及び小中一貫教育の取組を推進し、義務教育全体の質の向上をめざします。

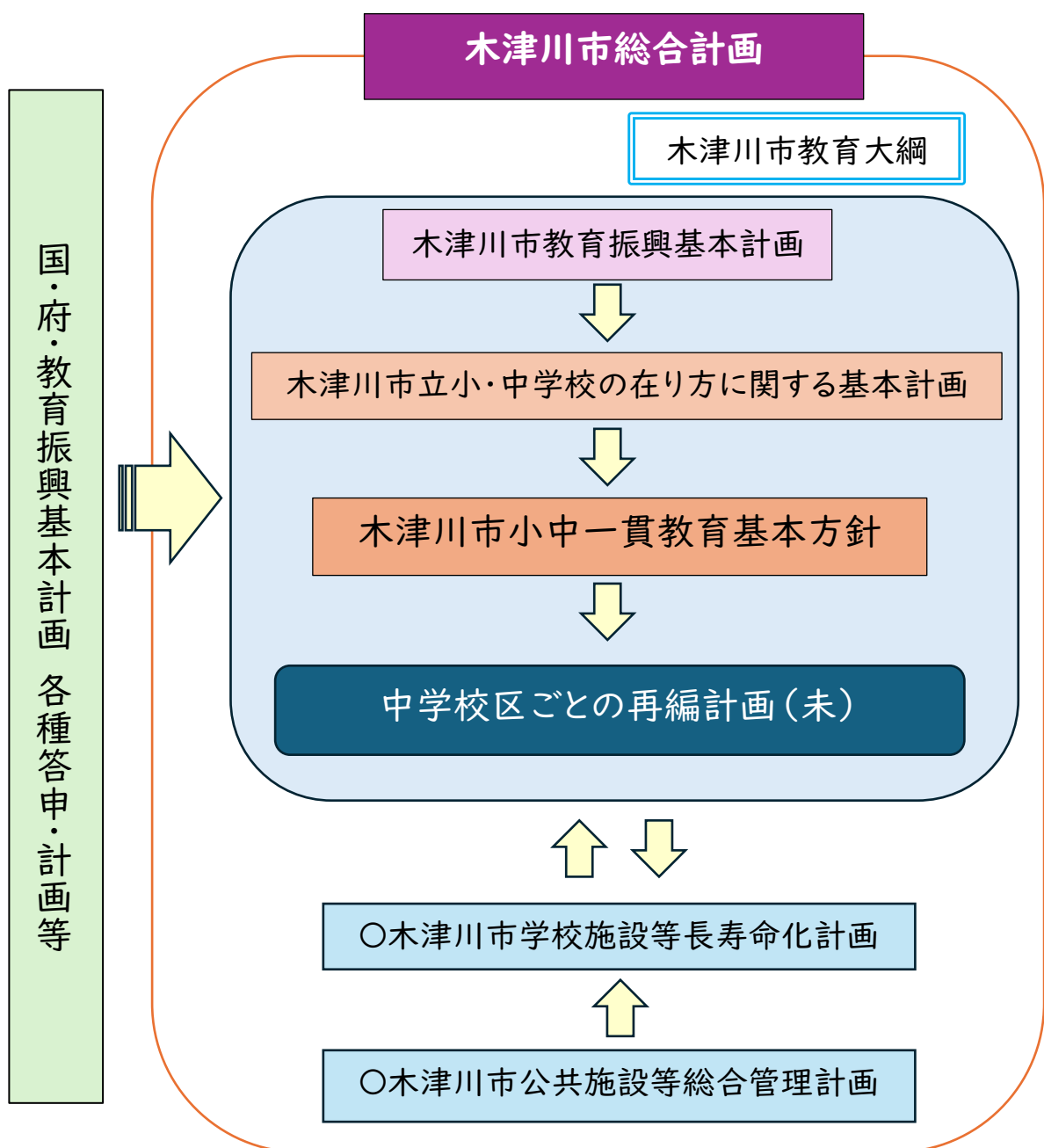
【小中一貫教育で期待される効果】

- 小中学校の一貫した指導による、児童生徒の「確かな学力」の定着・向上
- いじめ等の問題行動や不登校児童生徒の減少、規範意識の向上
- 特別支援教育における継続性のある指導・支援の実現
- 中1ギャップの解消
- 教職員の連携による指導力の向上、学校組織体制の強化
- 小中一貫した指導方針による児童生徒及び保護者の「安心感・信頼感」の向上
- 家庭・地域との連携による生活習慣・学習習慣の確立 など

(2) 方針の位置づけ

本市の学校教育の基本理念については、国や京都府の計画を参酌しながら、本市ならではの教育を推進するため、教育が目指すべき方向性や子ども像、義務教育9年間の「学び」と「育ち」をつなぐ小中一貫教育の取組の重要性について「木津川市教育振興基本計画」に示しています。

本方針は、この「木津川市教育振興基本計画」で示された施策の実現に向け、望ましい学校の配置や形態等についての基本的な方向性を示した「木津川市立小・中学校の在り方に関する基本計画」に基づき、義務教育9年間を通じて児童生徒一人ひとりの能力・適性等を最大限伸ばせる学校体系としての小中一貫教育を推進する計画として位置づけます。



3 本市のめざす教育

「木津川市教育振興基本計画」では、基本理念として「めざす子ども像」及び「めざす教育の姿」を定め、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」を基盤とした「生きる力」を育成することをめざしています。

(1) めざす子ども像

共に「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きる“きづがわっ子”

自ら夢をもち、自分や他者を大切に、どんな困難な状況にあっても、共に粘り強く対処し、共に喜び、未来を切り拓いていくことのできる「生きる力」にあふれた、“きづがわっ子”の育成をめざします。

(2) めざす教育の姿

義務教育9年間を通して、全ての子どもの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させながら、多様な他者と協働して学びを深め合い、主体的に課題を解決しようとする探求心を育成するとともに、持続可能な社会の創り手に必要な資質・能力を培うため、以下の目標に取り組んでいます。

- 一人ひとりの可能性を伸ばし、多様な幸せを実現する力をはぐくむ
- 一人ひとりが輝き、持続可能な社会の一員としての基盤をはぐくむ
- 木津川市の力を結集し、地域社会全体で守りはぐくむ

4 木津川市小中一貫教育の基本理念

義務教育9年間を見通した教育活動により、子どもたち一人ひとりのよさや可能性を系統性・連続性をもって切れ目なく伸ばすとともに、多様な人と認め合い、協働しながら主体的に課題を解決する力の育成に向け、全市で共通した理念の下、小中一貫教育を推進します。

(1) 確かな学力の育成

義務教育9年間を見通した系統的・継続的な学習指導により、児童生徒の学習習慣の確立や学習意欲の向上を図り、確かな学力を育成します。

(2) 豊かな人間性の育成

義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育活動により、児童生徒の個性の伸長や多様性を認め尊重し合える豊かな人間性、社会的な資質や能力・態度を育成します。

(3) 健やかな体づくりの推進

義務教育9年間を見通し、基本的な生活習慣を確立し、健やかな体づくりを推進します。

(4) 特色ある学校づくり

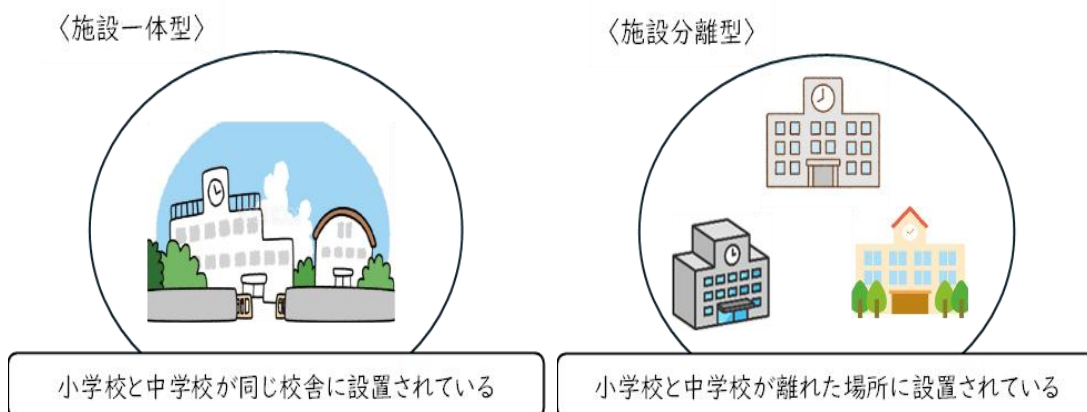
義務教育9年間を見通し、児童生徒や地域の実態に応じた特色ある学校づくりを推進します。

5 木津川市がめざす小中一貫教育の基本的な進め方

(1) 中学校区ごとに全市域で導入

本市では、令和5年2月「木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会」の答申を受け、これまで小中一貫教育についての研究を重ねてきました。今後は、全中学校区において教職員が協働し、指導の系統性や連続性を大切にした教育を具体的に進めていきます。

(2) 施設形態



- 小中一貫教育を進めるにあたっては、「施設一体型」と「施設分離型」があります。当市の小中一貫教育の施設形態は、現行の施設分離型でスタートし、中学校区ごとに、学校・地域の実態に適した施設形態を検討していきます。

(3) 設置形態

【義務教育学校】

1人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校

【小中一貫型小学校・中学校】

既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校

- 義務教育学校は、小中学校にまたがる教職員組織を1人の校長のリーダーシップの下、一丸となって学校づくりに取り組み、また、特色ある教育課程の編成及び実施ができるなど、新しい時代に求められる教育活動が期待できます。よって、当市教育委員会では、義務教育学校の設置が望ましいと考えています。

(4) 中学校区の特性を生かした取組

下の表の通り、各中学校区の実態や地域の特性を生かして、小・中学校が協働して地域との関わりを深め、特色ある一貫教育を進めます。そのうち、泉川中学校区と山城中学校区においては、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が著しく、一定の集団規模の中で切磋琢磨する体験が不足することが危惧されます。児童生徒一人ひとりに「生きる力」をはぐくむ学習環境を保障するため、両中学校区においては、施設一体型の義務教育学校設置に向けて実践研究に取り組みます。

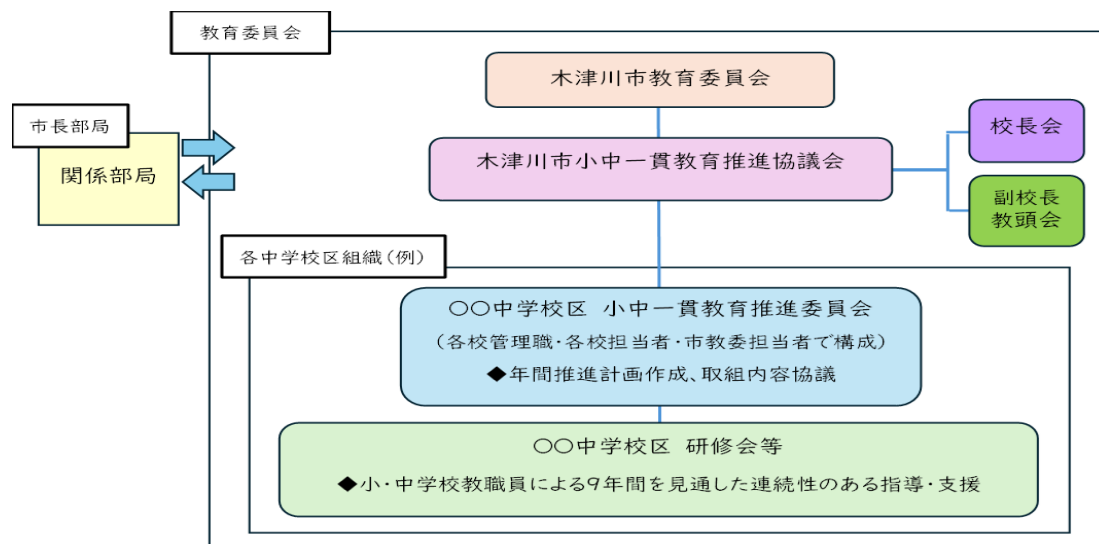
	木津中校区	木津二中校区	木津南中校区	泉川中校区	山城中校区
施設形態	・現行の施設を活用しつつ、教職員や児童・生徒が連携・交流して学習や活動を行う施設分離型小中一貫教育を行う。 ・中学校とその通学区域内の複数の小学校間で義務教育9年間を見通した教育目標を設定し、教育課程の編成を行う。			・施設一体型義務教育学校として再編する。 ・同じ敷地内で、小学1年から中学3年までがともに学校生活を送りながら、系統性、連続性をもって学習や活動を行う。	
学校	・木津中学校 ・木津小学校 ・相楽小学校 ・城山台小学校	・木津第二中学校 ・高の原小学校 ・相楽台小学校 ・木津川台小学校	・木津南中学校 ・梅美台小学校 ・州見台小学校 ・城山台小学校	・泉川中学校 ・加茂小学校 ・恭仁小学校 ・南加茂台小学校	・山城中学校 ・上狛小学校 ・棚倉小学校

※ 城山台小学校は、木津中学校と木津南中学校へ分かれて進学します。教育課程の編成や体験・交流活動等について、適宜両中学校と協働して取り組むとともに、木津中学校、木津南中学校同士の情報交流を図りながら小中一貫教育を推進します。両中学校のいずれに進学する生徒にとっても期待される効果が得られるよう努めます。

(5) 推進体制

○令和9年度より「木津川市小中一貫教育推進協議会」を設置します。(令和8年度は「小中連携推進委員会」を活用)

○中学校区ごとに、「小中一貫教育推進委員会」を設置し、9年間を見通した教育課程の編成や連続性のある指導・支援の研修に取り組みます。



6 小中一貫教育における具体的な取組

(1) 「めざす子ども像」の設定

- 木津川市小中一貫教育の理念に基づき、中学校区の特色を生かした小中一貫教育を推進するために、各中学校区における児童生徒の実態や地域の実情等を踏まえた「めざす子ども像」を設定します。
- 設定した「めざす子ども像」を学校の教職員だけでなく、架け橋プログラムの連携園、児童生徒、保護者、地域の方々と共有し、中学校区が一体となって実現に向けて取り組みます。

(2) 義務教育9年間の「学び」と「育ち」の充実

- 義務教育での児童生徒の「学び」と「育ち」の連続性を踏まえ、9年間を見通し、発達の段階に応じた系統性のある教育課程を編成します。
- 教育課程の編成にあたっては、基本的には現行の「6・3制」の枠組みによる学習指導要領に基づいて、義務教育9年間を見通した、連続性・一貫性のある教育課程を編成します。編成上、「学年段階の区切り」を「4-3-2」や「5-4」など、各中学校区の実態に応じて柔軟に設定し、区切りごとに育成をめざす資質・能力、指導上の重点、具体的な目標を決め教育活動を展開します。
- 小学校高学年においては、小学校と中学校の教職員が連携協力して指導を行うなど、小学校と中学校の円滑な移行を図ります。また、可能な限り、小学校高学年での「教科担任制」や「相互乗り入れ指導」を実施し、教育内容の相互理解を通して、小学校から中学校への段差のない移行に対する教職員の意識を高め、生きて働く「知識・技能」の習得をめざします。

(3) 異年齢及び施設分離型小中一貫校における児童生徒の交流

- 体験的な活動や行事における交流、児童会・生徒会活動を通じた交流等、9年間を通して計画的に実施します。
- 多様な異年齢交流を通して、協調性や社会性、「思考力・判断力・表現力」の育成をめざします。

(4) GIGA スクール構想を基盤とした ICT 機器の活用

- ICT 機器の活用により、施設分離型小中一貫教育のデメリットである距離的な課題をカバーし、それぞれの学校にしながら、児童生徒と教職員の交流や教職員の会議・研修等を効果的に実施します。

(5) 地域とともにある学校づくり

- 学校運営協議会での熟議による学校支援活動の充実が、児童生徒の「学び」と「育ち」につながることを期待し、地域とともに連携・協働する小中一貫教育を推進します。

(6) 幼児教育と連携した小中一貫教育の推進

- 各中学校区の「めざす子ども像」の実現に向けて、架け橋プログラムの連携園と目標を共有しながら、発達の段階に応じて系統性のある教育活動を推進します。特に5歳児から小学1年生までの架け橋期におけるプログラムの充実を図ります。

7 推進スケジュールの概要

小中一貫教育の推進のためには、小学校と中学校の円滑な接続を図るだけでなく、小学校教職員と中学校教職員が、義務教育9年間の「学び」と「育ち」に関わる当事者として、校種を越えて主体的に協働していくことが不可欠です。今後3年間の当面の予定について、以下のステップを重点取組として設定し、各中学校区で取り組んでいきます。

【令和8年度】

市教委事務局	・小中一貫教育基本方針の策定、周知（学校運営協議会、広報・HP、保護者説明会） ・「木津川市小中一貫教育推進協議会」立ち上げの準備
各中学校区	・「めざす子ども像」について協議（「小中連携推進委員会」を活用）

【令和9年度】

市教委事務局	・小中一貫教育基本方針等の周知（学校運営協議会、広報・HP、保護者・地域説明会） ・「木津川市小中一貫教育推進協議会」の設置、開催
各中学校区	・「めざす子ども像」の設定、共有 ・年間推進計画作成、実施 ・カリキュラムの編成 ・合同研修会の実施による教職員の交流

【令和10年度】

市教委事務局	・「木津川市小中一貫教育推進協議会」の開催 ・各中学校区の進捗状況の把握
各中学校区	・児童生徒同士の交流の推進 ・年間推進計画作成、実施 ・カリキュラムの編成 ・合同研修会の実施 ・小学校専科指導の充実、乗り入れ授業、小小合同授業等の実施

※ 令和11年度以降については、各中学校区の進捗状況を見ながら重点取組を設定し、取り組んでいきます。

8 小中一貫教育の取組推進のために

(1) 学年段階の区切りと成長を促すための取組

「4-3-2」や「5-4」など学年段階の区切りは、「6-3制」の学校教育制度を一定程度前提とした上で、指導上の重点を設け教育の質を高めるために行うものです。小学校高学年でのリーダー性育成の課題については、小学校4年次に「2分の1成人式」を開催したり、運動会はこれまでの「6-3制」で取り組んだりするなど、発達の自覚を促しリーダー性をはぐくむ活動を学校の実態に合わせて意図的に設けます。

(2) 人的配置等

小中一貫教育を推進していくにあたっては、小・中学校で協働する際の打ち合わせや会議の時間の確保が課題です。教職員にとって過度な負担とならないように、乗り入れ授業を実施する際の加配や後補充にあたる教員の確保等が必要となります。国や京都府への要望とともに、市教委としても市長部局と協議のうえ、教職員の負担軽減に努めます。